

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、激しく変化する経営環境に対応できる経営体制に対応できる経営体制を確立し、経営の健全性、透明性を高め、企業の社会的責任を果たすために、コーポレート・ガバナンスは経営上の重要な課題の一つであると考えております。

そのために内部統制の整備等による「法令違反行為の未然防止」を図り、社外取締役の選任等による「取締役会及び監査等委員会の機能強化」、決算情報の早期化等による「デスクロージャーの充実」に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、上記の基本的な考え方に基づき、JASDAQ上場会社としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施していると判断しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
HER投資事業有限責任組合	184	25.50
KMOキャピタル有限責任事業組合	166	23.10
森猛	117	16.30
東京海上日動火災保険株式会社	23	3.20
神谷金吾	23	3.20
野村證券株式会社	16	2.20
巢鴨信用金庫	16	2.20
ダイヤ通商従業員持株会	9	1.30
森重明	8	1.20
森徹	6	0.90

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	小売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
川島正暉	公認会計士													
浦勝則	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川島正暉				川島正暉氏は公認会計士・税理士としての経験と専門家として客観的な立場から当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役に選任いたしました。
浦勝則				浦勝則氏は弁護士としての経験と専門知識を有しており、法律の専門家として客観的な立場から当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役に選任いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	なし

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

現在、監査等委員の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて当該使用人を置いております。監査等委員を補助すべき使用人は、監査等委員会及び監査等委員の指揮命令下でその業務を遂行し、またその人事に係る事項の決定は、監査等委員会の同意を必要としております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人と内部監査部門とはその都度、情報交換・意見交換を行うなど相互連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の役員報酬等の額は、基本報酬のみで構成されており、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

監査等委員でない取締役の報酬は株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役の協議により決定しており、監査等委員である取締役の報酬等は株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査等委員の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

会計監査人および内部監査室とそれぞれの監査計画、実施状況、監査結果について定期的に会合をもち、必要に応じ随時連絡をとり、意見交換と情報の共有を図り意思疎通を図っております。監査の実施状況および結果等について常勤監査等委員である取締役から定期的に報告を受け、情報共有を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、コーポレートガバナンスの充実を図るため、2021年6月25日開催の第72回定時株主総会決議により、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

当社における企業統治の体制は次のとおりであります。

1) 取締役会

当社の取締役会は監査等委員である取締役を除く取締役3名（うち社外取締役はなし）および監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成され、代表取締役社長 井沢宅蔵が議長を務めております。

その他のメンバーは取締役小澤常浩、取締役泉田健作、取締役山本清武、社外取締役川島正暉および社外取締役浦勝則であります。毎月1回取締役会を開催し、必要がある場合にはその都度開催し、法令及び定款で定められた事項及び経営に関する重要な事項に関する意思決定、および業務執行の監督を行っております。取締役の人数に関しては、経営規模に合わせて少人数とし、決議スピードの向上を図っております。また、重要案件について外部の専門家の意見を取り入れて判断することにより決議精度を高めており、取締役や幹部社員による経営会議を通じて、社内外でのリスク等を把握し、対処するためのリスク管理体制の整備に取り組んでおります。

2) 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員3名（うち社外取締役2名）で構成され、取締役監査等委員の山本清武、社外取締役監査等委員川島正暉、社外取締役監査等委員浦勝則であります。監査等委員会は原則3カ月に1回以上開催しており、取締役の執行を監視できる体制をとっております。必要に応じて会計監査人および内部監査室と情報交換し、より実効性の高い監査を実施しております。

3) 会計監査人

当社は、監査法人薄衣佐吉事務所と監査契約を締結し、会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。

4) 内部監査室

内部監査室は、当社におけるコンプライアンスの状況を定期的に監査しております。代表取締役直轄の監査室長で構成され、店舗監査や本部監査における資産管理・労務管理・衛生管理並びに内部統制の状況等に関して、業務が会社が定めた諸規定に従っているか、また業務が効率的に行われているかという観点から監査を実施しております。

5) コンプライアンス・リスク委員会

当社はコンプライアンス全体を統括する組織として代表取締役社長井沢宅蔵を委員長とした「コンプライアンス・リスク委員会」を設置し、取締役及び使用人が、企業理念及び社内規程に則り、法令・定款及び社会規範等を遵守することを周知・徹底しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

当社では監査等委員会設置会社を採用しております。この体制により経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、取締役会に対する監査機能を担わせることで、適切な経営の意思決定と業務の効率性を実現させ、牽制の効果を効かせることができる体制であると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページ (http://www.daiya-tsusho.co.jp)において、決算短信・有価証券報告書・事業報告書等のIR資料をタイムリーに掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	ステークホルダーに対する情報提供に係る方針などは特に明文化しておりませんが、金融商品取引法等の関連法や上場取引所が定める適時開示規則に則った情報開示を実施するとともに、投資判断に影響を与える重要情報については、すべてのステークホルダーが平等に入手できるように努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、取締役及び使用人が、企業理念及び社内規程に則り、法令・定款及び社会規範等を遵守することを周知・徹底する。またコンプライアンスの推進については、管理部が中心となり取締役及び使用人に対して、階層別に必要な教育・研修等を定期的に行う。さらに業務執行部門から独立した内部監査室が、当社におけるコンプライアンスの状況を定期的に監査する。また内部監査室内に、法令等定める義務違反等の情報について、使用人が直接情報提供できるように、内部通報制度の窓口を設置する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令上保存を義務付けられている文書及び重要な会議の議事録、稟議書、契約書並びにそれらに関する資料等は、社内規程に基づき文書または電磁的媒体に記録し適切に保管・管理を行う。また、取締役及び監査等委員は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理全体を統括する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、重大事故、災害、不祥事等が発生した場合においては、社長を本部長とし、必要な人員で組織する危機対策本部を設置する。リスク管理活動については管理部が統括し、社内規程の整備と見直しを図るとともに、各部門においてはその有するリスクの洗い出しを実施し、そのリスクの軽減等に取り組む。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月1回定期的に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行うほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ的確な意見決定を行う。

5) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査等委員の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて当該使用人を置いております。監査等委員を補助すべき使用人は監査等委員会及び監査等委員の指揮命令下でその業務を遂行し、またその人事に係る事項の決定は、監査等委員会の同意を必要としております。

6) 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

監査等委員は、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況等を把握するため、取締役会等の重要会議に出席するとともに意見を述べる。また、監査等委員は、稟議書、契約書その他の業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることができる。取締役及び使用人は、業務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実または、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があったときは、遅滞なく監査等委員に報告しなければならない。内部監査室は、内部監査の状況及びその結果、内部通報制度の状況とその内容を随時監査等委員会に報告するものとする。

7) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、代表取締役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換等、意思の疎通を図るものとしております。監査等委員は、必要に応じて弁護士、会計監査人その他の専門家に相談し、監査業務に関する助言を受けることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、取締役及び使用人が企業理念及び社内規程に則り、法令・定款及び社会規範等を遵守することを周知・徹底しております。これに基づき、反社会的勢力による不当な要求や取引の強要に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針としております。

(反社会的勢力排除に向けた整備状況)

当社は、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会のセミナーや地区協議会の連絡会議に積極的に参加し、情報収集を行うとともに、管理部が中心となり社内体制を整備するとともに平素から警察、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築し、不当要求に断固として屈しない態度、取引の強要を阻止する体制の確保、更に反社会勢力と対峙する当社社員の安全を確保する体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制は、下記のとおりであります。

1. 適時開示に係る基本姿勢

当社は、社会から信頼され、支持される企業であることを目指し、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対し、適時・正確かつ公平な情報開示を行っております。

2. 適時開示に係る社内体制の概要

当社では管理部を責任部署として以下の体制により情報開示を行っております。

(1) 決定事実に関する情報

当社に係る重要な決定事実は、取締役会を原則毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を臨時開催しております。

取締役会議案は、当社の「取締役会規程」に基づき取締役会に付議し、審議・決議しております。

開示対象となる重要な決議事項は、当該取締役会終了後直ちに開示の手続きを行っております。

(2) 発生事実に関する情報

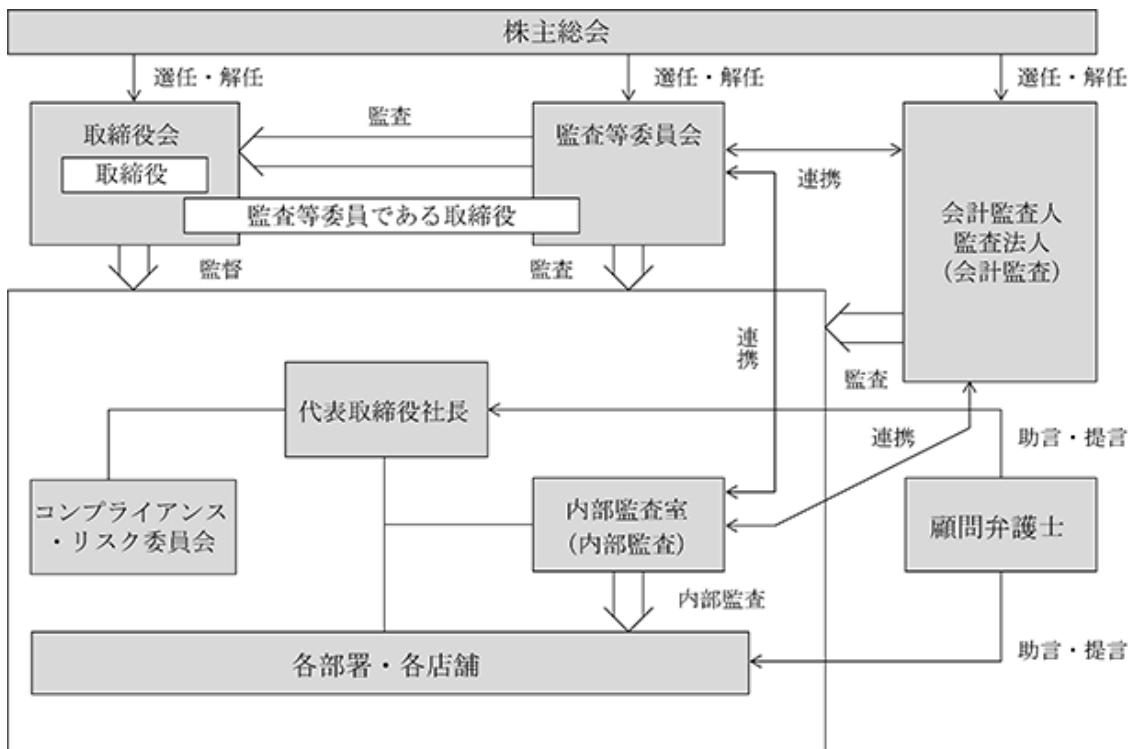
当社に係る重要な発生事実は、各部署長から管理部に報告を行う体制をとっております。

報告された情報は、管理部において、適時開示の対象になる事項であるかを確認し、速やかに開示資料を作成するとともに社長の承認を得て、開示の手続きを行っております。

(3) 決算に関する情報

決算情報については、会計財務部門である管理部で、財務諸表を作成するのと並行して会計監査人の監査を受けております。

決算数値に関しましては、経営会議を経て、取締役会に付議され、取締役会の決議をもって管理部にて開示の手続きを行っております。



〈適時開示体制の概要についての模式図〉

